

奈良市公報

号外第16号

平成18年 7月21日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… 1
 - 奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…… 9
 - 奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…… 10
 - 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…… 11
 - 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…… 13
 - 奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… 13
 - 奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… 13
- 災 害 対 策 本 部**
- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示…… 13

規 則

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第46号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削る。

第6条中「(別記第8号様式)」を「(別記第1号様式)」に改め、同条第1号中「(別記第9号様式)」を「(別記第2号様式)」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 世帯調書（別記第3号様式）

第6条を第2条とする。

第7条中「(別記第10号様式)」を「(別記第4号様式)」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(療育に代わる費用の支給の申請)

第4条 法第21条の9第3項第2号の治療材料に要する費用の支給を受けようとする者は、治療材料費支給申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 保険者が発行した治療材料の購入に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し

(2) 治療材料の購入に要した費用についての領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 法第21条の9第3項第4号の看護又は同項第5号の移送に要する費用の支給を受けようとする者は、看護（移送）費用支給申請書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保険者が発行した看護又は移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し

(2) 看護又は移送に要した費用についての領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

第8条中「育成医療（療育）継続協議書」を「療育継続協議書（別記第7号様式）」に改め、同条を第5条とする。第9条中「(別記第11号様式)」を「(別記第8号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第10条中「指定療育機関指定申請事項変更（休止・再開・処分）届出書（別記第12号様式）」を「指定療育機関指定申請事項変更（休止・再開・処分）届（別記第9号様式）」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「(別記第13号様式)」を「(別記第10号様式)」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。（助産の実施の申込み）

第9条 法第22条第2項に規定する申込書は、助産施設入所申込書（別記第11号様式）とする。

（母子保護の実施の申込み）

第10条 法第23条第2項に規定する申込書は、母子生活支援施設入所申込書（別記第12号様式）とする。

（措置費等の請求）

第11条 児童福祉施設の長は、法第22条第1項の規定による助産の実施又は法第23条第1項の規定による母子保護の実施に要した各月分の費用を、翌月5日までに所定の請求書により市長に請求しなければならない。

第11条の2から第11条の10までを削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条第1項中「又は同条第4項の規定により育成医療の給付を受けた者又はその扶養義務者に支払いを命じる費用（以下「徴収金」と総称する。）」を「(以下「徴収金」という。）」に改める。

第15条中「育成医療若しくは」を削る。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条関係）

徴収（支払命令）金額表

世帯の階層区分		入院治療 (療育)	
		徴収（支払命令） 金月額	加算金月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯であって、当該年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	4,500
C ₂		所得割の額がある世帯	5,800
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800円以下	6,900
D ₂		4,801円から9,600円まで	7,600
D ₃		9,601円から16,800円まで	8,500
D ₄		16,801円から24,000円まで	9,400
D ₅		24,001円から32,400円まで	11,000
D ₆		32,401円から42,000円まで	12,500
D ₇		42,001円から92,400円まで	16,200
D ₈		92,401円から120,000円まで	18,700
D ₉		120,001円から156,000円まで	23,100
D ₁₀		156,001円から198,000円まで	27,500
D ₁₁		198,001円から287,500円まで	35,700
D ₁₂		287,501円から397,000円まで	44,000
D ₁₃		397,001円から929,400円まで	52,300
D ₁₄		929,401円から1,500,000円まで	80,700
D ₁₅		1,500,001円から1,650,000円まで	85,000
D ₁₆		1,650,001円から2,260,000円まで	102,900
D ₁₇		2,260,001円から3,000,000円まで	122,500
D ₁₈		3,000,001円から3,960,000円まで	143,800
D ₁₉		3,960,001円以上	全額

別表備考第4項第1号を次のように改める。

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、次に掲げる措置のいずれかを同一月に受ける場合には、その月の徴収金月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算金月額によりそれぞれ算定するものとする。
- ア 法第21条の9の規定による療育の給付
- イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の

4第1項の規定による養育医療の給付別記第1号様式から第7号様式までを削る。別記第8号様式中「(第6条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記第1号様式とする。別記第9号様式中「(第6条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第2条関係)

世帯調書

療育給付 申請者氏名					児童 氏名			
児童 の 属 す る 世 帯 構 成	氏名	児童と の続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	年間 所得税額	備考	
			本人					
世帯外 扶養 義務 者	氏名							
	住所							
	氏名							
	住所							

注 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で、現に児童に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

別記第10号様式中「(第7条関係)」を「(第3条関係)」に、「第7条の」を「第3条の」に改め、同様式を別記第5号様式(第4条関係)

4号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

治療材料費支給申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 ㊟
児童との続柄 ()

次のとおり治療材料に要する費用の支給を受けたいので、奈良市児童福祉法施行細則第4条第1項の規定により申請します。

療育券の 受給者番号		交付年月日	年 月 日
児童の氏名・性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
病名及び不自由 の状況			
申請の理由			
申請額			
指定療育機関の 担当医師の意見	(意見)		
	指定療育機関の名称	担当医師の氏名	㊟

添付書類

- 1 保険者が発行した治療材料の購入に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し
- 2 治療材料の購入に要した費用についての領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式 (第 4 条関係)

看 護 移 送 費 用 支 給 申 請 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名 ④
児童との続柄 ()

次のとおり看護又は移送に要する費用の支給を受けたいので、奈良市児童福祉法施行細則第 4 条第 2 項の規定により申請します。

療育を受ける 児 童 の 氏 名		療育券の 受給者番号	
担当医 師の意 見	看護を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
	移 送	移 送 区 間	から まで
		移送方法及び 利用交通機関	
		移送年月日	年 月 日
	看護又は移送を必要と 認 め る 理 由		
	費 用 額	看護料 円 移送費 円	
	年 月 日	担当医師氏名 ④	

添付書類

- 1 保険者が発行した看護又は移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し
- 2 看護又は移送に要した費用についての領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

第7号様式(第5条関係)

療育継続協議書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

指定療育機関

住 所

氏 名

Ⓜ

[法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名]

次のとおり療育を継続したいので、奈良市児童福祉法施行細則第5条の規定により協議します。

療育券の 受給者番号		交付年月日	年 月 日
児童の氏名		病 名	
申請者の氏名		住 所	
担当医師 の意見	継続を 要する理由		
	継続の期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、入院 日、通院 日	
	医師の氏名	Ⓜ	

別記第11号様式中「(第9条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第12号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第13号様式中「(第11条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の3様式を加える。

第11号様式(第9条関係)

受付番号 _____

助産施設入所申込書

受付日 年 月 日

入所を希望する妊婦	
住所	奈良市
ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
	電話番号 () -
勤務先	名称 () -
	所在地
入所を希望する助産施設	出産予定日 年 月 日
助産の実施を希望する理由	

妊婦の家庭状況						
世帯員	氏名	性別	続柄	生年月日	職業(勤務先)	備考
生活保護の有無	適用なし ・ 適用あり (年 月 日 保護開始)					
課税状況						
健康保険の 加入状況	保険の種類	<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	被保険者名		記号・番号			
	出産育児一時金の額					

児童福祉法による助産施設への入所について、関係書類を添えて上記のとおり申し込みます。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申込者 住所 _____
氏名 _____ 印

第12号様式（第10条関係）

受付番号 _____

母子生活支援施設入所申込書

受付日 _____年 _____月 _____日

入所を希望する世帯の母			
住 所			
ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)	
	電話番号	() -	
現在の居所 (住所と別の場合)	() -		
生活保護の有無	適用なし ・ 適用あり (年 月 日保護開始)		
課 税 状 況			
入所を希望する母子生活支援施設		入所希望人数	
母子保護の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
母子保護の実施を希望する理由			

母以外の（住民票）世帯状況						
世帯員	氏 名	性別	続柄	生年月日	勤務先・学校等	入所希望の有無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無
						有 ・ 無

児童福祉法による母子生活支援施設への入所について、関係書類を添えて上記のとおり申し込みます。

_____年 _____月 _____日

(あて先) 奈良市長

申込者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

第13号様式 削除
別記第13号様式の2から第13号様式の9までを削る。
別記第14号様式から第16号様式までを次のように改める。
第14号様式から第16号様式まで 削除
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成18年 5月 9日 掲 示 済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。
平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第47号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する
規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則
第29号）の一部を次のように改正する。

第4条の6から第4条の8までを次のように改める。

第4条の6から第4条の8まで 削除

第4条の9の見出しを「(施設訓練等支援費の額)」に改
め、同条第1項中「法第17条の4第2項第1号（法第17条
の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により
市長が定める額は、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支
援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生
労働省告示第27号）に規定する額とし、」を削り、同条第
2項を削る。

第4条の10の見出しを「施設訓練等支援費の支給の申請」
に改め、同条中「第9条の2第1項及び」を削る。

別表（第12条関係）

第4条の11中「第13条第1項及び第3項並びに」を削る。
第4条の12中「第9条の8第1項及び」を削る。
第4条の13及び第4条の14を次のように改める。

第4条の13及び第4条の14 削除

第4条の16の前の見出しを「(指定施設等の指定の申請
等)」に改め、同条中「第11条から第11条の3まで及び」
を削る。

第4条の17第1項中「第11条の4第1項及び」を削り、
同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条の18の見出しを「(施設等の指定等の公示)」に改
め、同条中「第17条の23及び」を削り、同条第2号中「事
業所又は」を削り、同条第3号中「事業者又は」を削り、
同条第4号中「、事業の廃止」を削る。

第6条の見出しを「(補装具の交付等の決定)」に改め、
同条第1項を次のように改める。

市長は、法第20条第1項の規定による補装具の交付又
は修理の申請があつたときは、調査書（別記第8号様式）
を作成し、必要に応じ更生相談所の判定を求め、補装具
の交付又は修理を行うかどうかを決定するものとする。

第6条第2項中「更生医療の給付等」を「補装具の交付
又は修理」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第14条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とす
る。

別表備考以外の部分を次のように改める。

補装具（交付・修理）徴収（支払命令）基準額表

階層 区分	世帯の階層区分	徴収（支払命 令）基準月額	加算基準 月 額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	0	0
C ₁	A階層及びB階層を除き前年分 の所得税非課税世帯であつて、 均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2,250	450
C ₂	当該年度の市町村民税の額の区 分が次の区分に該当する世帯 所得割の額がある世帯	2,900	580
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分 の所得税課税世帯であつて、そ の所得税の額の区分が次の区分 に該当する世帯 4,800円以下	3,450	690
D ₂	4,801円から 9,600円まで	3,800	760
D ₃	9,601円から 16,800円まで	4,250	850
D ₄	16,801円から 24,000円まで	4,700	940
D ₅	24,001円から 32,400円まで	5,500	1,100

D ₆	32,401円から 42,000円まで	6,250	1,250
D ₇	42,001円から 92,400円まで	8,100	1,620
D ₈	92,401円から 120,000円まで	9,350	1,870
D ₉	120,001円から 156,000円まで	11,550	2,310
D ₁₀	156,001円から 198,000円まで	13,750	2,750
D ₁₁	198,001円から 287,500円まで	17,850	3,570
D ₁₂	287,501円から 397,000円まで	22,000	4,400
D ₁₃	397,001円から 929,400円まで	26,150	5,230
D ₁₄	929,401円から 1,500,000円まで	40,350	8,070
D ₁₅	1,500,001円から 1,650,000円まで	42,500	8,500
D ₁₆	1,650,001円から 2,260,000円まで	51,450	10,290
D ₁₇	2,260,001円から 3,000,000円まで	61,250	12,250
D ₁₈	3,000,001円から 3,960,000円まで	71,900	14,380
D ₁₉	3,960,001円以上	全 額	左の徴収（支払命令）基準月額額の10%。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

別表備考第3号中「更生医療の給付又は」を削り、同表備考第4号を削り、同表備考第5号中「更生医療の給付に要する費用又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表備考中第6号を第5号とする。

別記第5号様式の6から第5号様式の10までを次のように改める。

第5号様式の6から第5号様式の10まで 削除

別記第5号様式の14及び第5号様式の15を次のように改める。

第5号様式の14及び第5号様式の15 削除

別記第5号様式の19を次のように改める。

第5号様式の19 削除

別記第11号様式から第17号様式までを次のように改める。

第11号様式から第17号様式まで 削除

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式 削除

別記第19号様式の2を削る。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

別記第21号様式の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第48号

奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市知的障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出しを「(施設訓練等支援費の額)」に改め、同条第1項中「第15条の5第2項第1号及び第3項

(法第15条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定により市長が定める額は、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)に規定する額とし、」を削り、同条第2項を削る。

第3条の3の見出しを「(施設訓練等支援費の支給の申請)」に改め、同条中「第7条第1項及び」を削る。

第3条の4中「第3条第1項及び第3項並びに」を削る。

第3条の5中「第13条第1項及び」を削る。

第3条の6及び第3条の7を次のように改める。

第3条の6及び第3条の7 削除

第3条の9の前の見出しを「(指定施設等の指定の申請等)」に改め、同条中「第32条から第35条まで及び」を削る。

第3条の10第1項中「第36条第1項及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条の11の見出しを「(施設等の指定等の公示)」に改め、同条中「第15条の23及び」を削り、同条第2号中「事業所又は」を削り、同条第3号中「事業者又は」を削り、同条第4号中「、事業の廃止」を削る。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

別記第3号様式の5及び第3号様式の6を次のように改める。

第3号様式の5及び第3号様式の6 削除

別記第3号様式の10を次のように改める。

第3号様式の10 削除

別記第9号様式から第11号様式までを次のように改める。

第9号様式から第11号様式まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年5月9日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月9日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第49号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第41号様式(2枚目)(表)及び第42号様式(2枚目)(表)中

「定率控除額」を

「定率控除額」に、
65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例

「障・労・寡・勤」を「障・寡・勤」に改める。

別記第54号様式を次のように改める。

第54号様式

年度 市民税・県民税の 通知書

あなたの 年度分の市・県民税を下記のとおり いたします。

納税義務者 住所 氏名 様 整理番号 納税義務者番号 指定番号 個人番号

年 月 日 奈良市長 氏 名 印

理由 処理 No.

納税義務者用 項目 区分 円 円 円 営業等所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 株式 公募 給与支払額 給与所得 公的年金支払額 雑所得 譲渡・一時所得 合計 繰越損失 雑損・寄附金 医療費 社会保険料 小規模企業共済掛金 生命保険料 損害保険料 扶養同居特別 障害その他 障・寡・勤 配偶者配特 同居老親 老人扶養 特定扶養 一般扶養 基礎 合計

課税標準額 算出税額 税額控除額 所得割額 均等割額 年税額 特別徴収税額 差引普通徴収税額 65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

納付方法 普通徴収 特別徴収 区分 第1期分 第2期分 第3期分 第4期分 6月分 7月分 8月分 9月分 納期変更 納付方法 特別徴収 区分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第41号様式、第42号様式及び第54号様式の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(平成18年 5月 9日 揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第50号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第47条の3第1項宮繕係の部分の第1号中「防犯灯」を「街路灯」に改め、同項舗装道補修係の部分の第1号中「道路・橋りょう」を「橋りょう」に改め、同部分の第2号中「私道舗装」を「道路（私道を含む。）の舗装」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年 5月 9日 揭示済)

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第51号

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則（平成15年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項の」を「省令第1条第1項に規定する」に、「省令第2項」を「同条第2項」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 省令第1条第3項に規定する変更届出書には、変更に係る前項の書類及び図面（変更前及び変更後を明示したもの）を添えなければならない。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、「届出書及び」を削り、同項を同条第4項とする。

第3条中「第25条第6項」を「第87条第12項」に改める。別記第1号様式を削る。

別記第2号様式中「第25条第6項」を「第87条第12項」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年 5月 9日 揭示済)

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月 9日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第52号

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び別記様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年 5月 9日 揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 5月 2日

奈良市災害対策本部長

藤 原 昭

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成14年奈良市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	班
市民生活部	事務局第一班・事務局第二班・事務局第三班・庶務班・救護第一班・救護第二班・救護第三班・救護第四班・市立病院班・市民生活協力第一班・市民生活協力第二班・市民生活協力第三班・市民生活協力第四班
市長公室部	庶務班・秘書班・人事給与班・広報班・市長公室協力班
企 画 部	庶務班・市民参画班・企画協力第一班・企画協力第二班
総務調査部	庶務班・財政班・経理班・総務協力第一班・総務協力第二班・管財輸送班・総務協力第三班・調査第一班・調査第二班・調査第三班

保健福祉部	庶務班・救助物資第一班・救助物資第二班・救助物資第三班・救助物資第四班・救助物資第五班・救助物資第六班・救助物資第七班
保健所部	保健所第一班・保健所第二班・保健所第三班・保健所第四班
清掃部	庶務班・清掃協力第一班・清掃協力第二班・清掃第一班・清掃第二班・清掃第三班・清掃第四班
文化経済部	庶務班・文化経済協力班・物資斡旋班・農林第一班・農林第二班
建設第一部	庶務班・土木第一班・土木第二班・土木第三班・土木第四班・建築第一班・建築第二班・建設第一協力班
建設第二部	庶務班・建設第二協力第一班・建設第二協力第二班・建設第二協力第三班・建設第二協力第四班・建設第二協力第五班
建設第三部	庶務班・下水道第一班・下水道第二班・下水道第三班・建設第三調査班

水道部	庶務班・給水班・復旧班・水源班
教育部	庶務班・教育協力第一班・学務班・学校教育班・社会教育班・文化財班・体育班・教育協力第二班・教育協力第三班・教育協力第四班
消防部	庶務班・予防班・通信班・警防第一班・警防第二班・警防第三班・警防第四班・警防第五班・警防第六班・警防第七班
協力部	議会庶務班・議会議事班・議会調査班・監査委員事務局班・選挙管理委員会事務局班

第5条第4項中「11級又は10級」を「10級又は8級」に改める。

第8条第1項中「地区連絡主任」を「地区連絡調整主任」に改める。

第11条第2項中「企画部員」を「市民生活部員」に改める。

第15条第2項中「企画部」を「市民生活部」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 奈良市災害対策本部の機構及び所掌事務

部名 (部長担当職) 《副部长担当職》	班名 (班长担当職)	班員	所掌事務
市民生活部 (市民生活部長)	事務局第一班 (危機管理課長)	危機管理課に所属する職員	1 本部の総合企画に関すること。 2 本部長の指示、命令の伝達に関すること。 3 各部及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 他の公共団体の職員、自衛隊等の派遣又は応援要請に関すること。 5 県本部との連絡及び報告に関すること。 6 被害状況のとりまとめに関すること。 7 防災行政無線の運用に関すること。 8 本部の庶務に関すること。 9 その他各部に属さないこと。
	事務局第二班 (地域安全課長)	地域安全課に所属する職員	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 気象情報の収集及び伝達に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	事務局第三班 (地域活動推進課長)	地域活動推進課に所属する職員	1 各支部との連絡調整に関すること。 2 関係民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 3 応急食糧の運搬及び配分に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	庶務班 (市民課長)	市民課に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 応急食糧の炊出しに関すること。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。
	救護第一班 (衛生課長)	衛生課及び東山霊苑火葬場に所属する職員	1 傷病者の応急手当及び助産等救護に関すること。 2 罹災による死者の収容及び埋火葬に関すること。 3 浸水被害における家屋の消毒に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

	救護第二班 (奈良診療所長)	奈良診療所に所属する職員	1 傷病者の応急手当等救護に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	救護第三班 (都祁診療所長)	都祁診療所に所属する職員	
	救護第四班 (月ヶ瀬診療所長)	月ヶ瀬診療所に所属する職員	
	市立病院班 (病院事業課長)	病院事業課に所属する職員	1 市立病院との連絡調整に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	市民生活協力第一班 (国保年金課長)	国保年金課に所属する職員	避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事
	市民生活協力第二班 (人権・同和施策課長)	人権・同和施策課及び人権文化センターに所属する職員	1 避難所(人権文化センター)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	市民生活協力第三班 (人権啓発センター所長)	人権啓発センターに所属する職員	1 部内各班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事
	市民生活協力第四班 (男女共同参画課長)	男女共同参画課に所属する職員	1 避難所における女性のための相談に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事
市長公室部 (市長公室長)	庶務班 (秘書課長)	秘書課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事
	秘書班 (秘書課長)	秘書課に所属する職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 防災功労者の表彰に関する事 3 災害視察者及び見舞者の応援に関する事
	人事給与班 (人事課長)	人事課に所属する職員	1 職員の動員及び配備に関する事 2 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関する事
	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課に所属する職員	1 災害情報の広報に関する事 2 記録写真の作成及び保存に関する事 3 報道機関との連絡に関する事
	市長公室協力班 (情報公開課長)	情報公開課に所属する職員	1 広報班への協力に関する事 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
企画部 (企画部長)	庶務班 (企画政策課長)	企画政策課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 市民参画班への協力に関する事
	市民参画班 (市民参画課長)	市民参画課に所属する職員	1 ボランティアや関係する団体の受入れ、連携及び連絡調整に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	企画協力第一班 (環境保全課長)	環境保全課及び環境検査センターに所属する職員	1 市民参画班への協力に関する事 2 被災地環境保全に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事

	企画協力第二班 (産業廃棄物対策課長)	産業廃棄物対策課に所属する職員	
総務調査部 (総務部長)	庶務班 (財政課長)	財政課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事。 2 部内各班との連絡調整に関する事。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。
	財政班 (財政課長)	財政課に所属する職員	1 災害予算及び災害時の資金運用に関する事。 2 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関する事。 3 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	経理班 (出納室長)	出納室に所属する職員	1 金銭の出納及び保管に関する事。 2 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	総務協力第一班 (文書法制課長)	文書法制課に所属する職員	1 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
	総務協力第二班 (情報管理課長)	情報管理課に所属する職員	避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	管財輸送班 (管財課長)	管財課に所属する職員	1 公用負担命令及び同補償に関する事。 2 通話の確保及び電話交換に関する事。 3 非常用の物資、資材及び消耗品の購入に関する事。 4 庁舎及び附属施設の応急対策に関する事。 5 災害対策の配車計画に関する事。 6 自動車借上に関する事。 7 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
	総務協力第三班 (監理課長)	監理課に所属する職員	避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事。
	調査第一班 (市民税課長)	市民税課に所属する職員	1 罹災証明書発行に関する事。 2 部所管の被害状況調査についての連絡調整及びとりまとめに関する事。
	調査第二班 (資産税課長)	資産税課に所属する職員	被害家屋及びそれにかかわる人的被害の調査並びに報告に関する事。
	調査第三班 (納税課長)	納税課に所属する職員	
保健福祉部 (保健福祉部長)	庶務班 (福祉総務課長)	福祉総務課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事。 2 部内各班との連絡調整に関する事。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。 4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 5 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 6 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 8 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。

			<p>9 応急仮設住宅設置及び応急修理の認定に関する こと。</p> <p>10 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する こと。</p> <p>11 その他災害救助に関し各班に属さないこと。</p>
	救助物資第一班 (障がい福祉課長)	障がい福祉課に 所属する職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p> <p>3 障がい者対策に関すること。</p> <p>4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。</p>
	救助物資第二班 (児童課長)	児童課及び各児 童館に所属する 職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p> <p>3 避難所(児童館)の開設と管理運営及び避難者 の収容に関すること。</p> <p>4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。</p>
	救助物資第三班 (保育課長)	保育課に所属す る職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p> <p>3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。</p>
	救助物資第四班 (福祉医療課長)	福祉医療課に所 属する職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p>
	救助物資第五班 (保護課長)	保護課に所属す る職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p> <p>3 罹災による死者の収容に関すること。</p>
	救助物資第六班 (介護総務課長)	介護総務課に所 属する職員	<p>1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び 運搬に関すること。</p> <p>2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関 すること。</p>
	救助物資第七班 (介護福祉課長)	介護福祉課に所 属する職員	<p>3 要介護高齢者対策に関すること。</p> <p>4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。</p>
保健所部 (保健所長)	保健所第一班 (保健総務課長)	保健総務課に所 属する職員	<p>1 本部事務局との連絡及び報告に関すること。</p> <p>2 部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>3 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 被災者の健康対策に関すること。</p> <p>5 感染症の発生及びまん延防止に関すること。</p> <p>6 食中毒の防止及び愛玩動物の収容対策に関する こと。</p>

	保健所第二班 (生活衛生課長)	生活衛生課に所属する職員	1 被災者の健康対策に関する事 2 感染症の発生及びまん延防止に関する事 3 食中毒の防止及び愛玩動物の収容対策に関する事 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	保健所第三班 (保健予防課長)	保健予防課に所属する職員	
	保健所第四班 (健康増進課長)	健康増進課に所属する職員	
清掃部 (環境清美部長)	庶務班 (企画総務課長)	企画総務課及び衛生浄化センターに所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事
	清掃協力第一班 (施設課長)	施設課に所属する職員	1 部内各班への協力に関する事 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
	清掃協力第二班 (リサイクル推進課長)	リサイクル推進課に所属する職員	
	清掃第一班 (収集課長)	収集課に所属する職員	1 一般廃棄物の処理に関する事 2 一般廃棄物処理施設の応急復旧に関する事 3 その他災害時における非常清掃に関する事 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	清掃第二班 (まち美化推進課長)	まち美化推進課に所属する職員	
	清掃第三班 (環境清美工場長)	環境清美工場に所属する職員	
	清掃第四班 (土地改良清美事務所長)	土地改良清美事務所及び奈良阪処分地管理事務所に所属する職員	
文化経済部 (文化経済部長)	庶務班 (観光課長)	観光課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事 2 観光客の被災状況の把握に関する事 3 部内各班との連絡調整に関する事 4 部所管の被害状況のとりまとめに関する事
	文化経済協力班 (文化振興課長)	文化振興課に所属する職員	1 部内各班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
	物資斡旋班 (商工労政課長)	商工労政課に所属する職員	1 被災中小企業者に対する融資に関する事 2 罹災住宅の復旧資材購入斡旋に関する事 3 応急食糧の調達に関する事 4 労働の供給に関する事 5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	農林第一班 (農林課長)	農林課に所属する職員	1 溜池、井堰等の危険測定及び水防工法の指導に関する事 2 罹災農林業者に対する融資に関する事 3 罹災農地、山林及び溜池等の復旧に関する事 4 農林産物の被害状況の調査及び報告に関する事
	農林第二班 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局に所属する職員	1 災害資金貸付に関する事 2 農業用施設の被害状況の調査及び報告に関する事

建設第一部 (建設部長)	庶務班 (建設庶務課長)	建設庶務課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局との連絡及び報告に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。
	土木第一班 (土木管理課長)	土木管理課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の土木施設の応急復旧及び技術に関すること。 2 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関すること。 3 住宅内の障害物の除去に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	土木第二班 (道路維持課長)	道路維持課及び土木管理センターに所属する職員	
	土木第三班 (道路建設課長)	道路建設課に所属する職員	
	土木第四班 (河川課長)	河川課に所属する職員	
	建築第一班 (営繕課長)	営繕課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建築に関すること。 2 法に基づく住宅の応急修理に関すること。 3 市有施設の応急修理に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
	建築第二班 (住宅課長)	住宅課に所属する職員	
建設第一協力班 (工事検査課長)	工事検査課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への協力に関すること。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。 	
建設第二部 (都市計画部長)	庶務班 (都市計画課長)	都市計画課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局との連絡及び報告に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 部内各班との連絡調整及び部内各班への協力に関すること。 4 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。
	建設第二協力第一班 (景観課長)	景観課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への協力に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
	建設第二協力第二班 (市街地整備課長)	市街地整備課に所属する職員	
	建設第二協力第三班 (西大寺南区画整理事務所長)	西大寺南区画整理事務所に所属する職員	
	建設第二協力第四班 (街路公園課長)	街路公園課に所属する職員	
	建設第二協力第五班 (JR奈良駅周辺開発事務所長)	JR奈良駅周辺開発事務所に所属する職員	
建設第三部 (都市整備部長)	庶務班 (開発指導課長)	開発指導課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局との連絡及び報告に関すること。 2 部内各班との連絡調整及び部内各班への協力に関すること。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。 4 被災宅地の危険度判定に関すること。
	下水道第一班 (下水道管理課長)	下水道管理課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の応急復旧に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

	下水道第二班 (下水道建設課長)	下水道建設課に 所属する職員	
	下水道第三班 (東部下水道課長)	東部下水道課に 所属する職員	
	建設第三調査班 (建築指導課長)	建築指導課に所 属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 部内各班への協力に関すること。 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 その他本部長の命ずる指示事項に関すること。
水道部 (水道事業管理者)	庶務班 (経営管理課長)	経営管理課、情 報管理室、業務 部総務課及び経 理課に所属する 職員	<ol style="list-style-type: none"> 本部事務局との連絡及び報告に関すること。 部内各班との連絡調整に関すること。 水道施設の応急対策に関すること。 部の経理及び給与に関すること。 災害用自動車(水道部)の管理及び配車輸送に 関すること。 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。
《業務部長》 《技術部長》	給水班 (給水課長)	給水課、料金お 客様課及び西部 営業所に所属す る職員	<ol style="list-style-type: none"> 飲料水供給に関すること。 非常給水に関すること。
	復旧班 (配水課長)	配水課、工事検 査室、漏水対策 課及び工務課に 所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況の調査及び報告に関するこ と。 水道施設の応急復旧工事に関すること。
	水源班 (浄水課長)	浄水課、水質管 理課及び東部管 理課に所属する 職員	<ol style="list-style-type: none"> 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関すること。 水道局専用無線の運用に関すること。 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。
教育部 (教育長)	庶務班 (教育総務課長)	教育総務課に所 属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 本部事務局との連絡及び報告に関すること。 部内各班との連絡調整に関すること。 給食調理員の動員に関すること。 学校教育施設の使用協力に関すること。 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関す ること。 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び 避難者の収容に関すること。
《教育総務部長》 避難所(学校教育 施設)担当	教育協力第一班 (教育企画課長)	教育企画課に所 属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 庶務班への協力に関すること。 部内各班への協力に関すること。 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び 避難者の収容に関すること。
《社会教育部長》 避難所(社会教育 施設)担当	学務班 (学務課長)	学務課に所属す る職員	<ol style="list-style-type: none"> 教員の動員に関すること。 学用品の配布に関すること。 学校給食に関すること。 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び 避難者の収容に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課に所 属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 被災学校の授業の応急措置に関すること。 学用品の配布に関すること。 避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び 避難者の収容に関すること。

	社 会 教 育 班 (社会教育課長)	社会教育課及び青少年児童会館に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育部所管の被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 2 所管施設の使用協力に関する事 3 避難所(社会教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事 4 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する事 5 所管施設の被害状況の調査に関する事
	文 化 財 班 (文化財課長)	文化財課及び埋蔵文化財調査センターに所属する職員	文化財及び所管施設に係る被害状況の調査並びに報告に関する事
	体 育 班 (体育課長)	体育課及び青少年野外活動センターに所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の使用協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	教 育 協 力 第 二 班 (中央図書館長)	中央図書館、西部図書館及び北部図書館に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事
	教 育 協 力 第 三 班 (人権・同和教育推進室長)	人権・同和教育推進室に所属する職員	避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事
	教 育 協 力 第 四 班 (少年指導センター所長)	少年指導センターに所属する職員	
消 防 部 (消防長)	庶 務 班 (消防総務部総務課長)	消防総務部総務課及び職員課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局との連絡及び報告に関する事 2 職員及び団員の動員に関する事 3 部の経理及び給与に関する事 4 避難所(防災センター)の開設と管理運営及び避難者の収容に関する事
	予 防 班 (予防課長)	予防課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の収集及び調査並びに報告に関する事 2 広報活動に関する事
	通 信 班 (指令課長)	指令課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び団員の動員に関する事 2 消防無線通信の確保に関する事 3 災害時の消防隊出動統制及び情報収集に関する事 4 気象情報及び災害情報の部内各班への伝達に関する事
	警 防 第 一 班 (警防課長)	警防課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防活動の運用に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 水防資材の調達及び保守管理に関する事
	警 防 第 二 班 (救急救助課長)	救急救助課に所属する職員	災害現場における救助活動に関する事
	警 防 第 三 班 (中央消防署長)	中央消防署、佐保分署及び南部分署に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水・火災及びその他の災害現場における消防活動並びに防災業務に関する事 2 人命救助に関する事 3 避難者の誘導に関する事 4 現場における広報に関する事

	警防第四班 (南消防署長)	南消防署及び西大寺分署に所属する職員	
	警防第五班 (西消防署長)	西消防署及び富雄出張所に所属する職員	
	警防第六班 (北消防所長)	北消防署に所属する職員	
	警防第七班 (東消防署長)	東消防署、東部分署及び月ヶ瀬分署に所属する職員	
協力部 (議会事務局長)	議会庶務班 (議会庶務課長)	議会事務局庶務課に所属する職員	避難所(学校教育施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。
	議会議事班 (議会議事課長)	議会事務局議事課に所属する職員	
	議会調査班 (議会調査課長)	議会事務局調査課に所属する職員	
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	監査委員事務局監査課に所属する職員	
	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局に所属する職員	

別表第2 支部の所掌事務

	所 掌 事 務
支 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 本部事務局及び市民生活部の連絡班との連絡に関すること。 3 各種民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 4 管内の被害状況調査における財務調査部の調査第一班、調査第二班及び調査第三班への協力に関すること。 5 救助部各班への協力に関すること。 6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 7 土木、農林、簡易水道及び下水道施設等の応急復旧等に関すること。(月ヶ瀬支部及び都祁支部のみ) 8 避難所(各支部内の指定施設)の開設と管理運営及び避難者の収容に関すること。(月ヶ瀬支部及び都祁支部のみ)

附 則

この告示は、平成18年5月2日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成18年5月2日揭示済)